

## 中部圏整備部会設置要綱

平成17年12月16日国土審議会決定  
最終改正 平成21年4月21日国土審議会決定

(設置)

- 1 国土審議会令(平成12年政令第298号)第3条第1項の規定に基づき、国土審議会(以下「審議会」という。)に中部圏整備部会(以下「部会」という。)を置く。

(任務)

- 2 部会は、中部圏開発整備法(昭和41年法律第102号)及び中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律(昭和42年法律第102号)の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項その他中部圏の整備に関する重要事項について調査審議し、その結果を審議会に報告する。

(委員会)

- 3 部会に、その定めるところにより、専門の事項を調査させるための委員会を置くことができる。
- 4 委員会に属すべき委員、特別委員及び専門委員は、部会長が指名する。
- 5 委員会に、委員長を置き、当該委員会に属する委員、特別委員又は専門委員のうちから部会長が指名する。
- 6 委員長は、委員会の事務を掌理する。
- 7 委員長に事故があるときは、当該委員会に属する委員、特別委員又は専門委員のうちからあらかじめ委員長が指名した者がその職務を代理する。

(庶務)

- 8 部会の庶務は、国土交通省国土計画局広域地方整備政策課において処理する。

(雑則)

- 9 この要綱に定めるもののほか、議事の手続その他部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附則(平成17年12月16日国土審議会決定)

この要綱は、総合的な国土の形成を図るための国土総合開発法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(平成17年政令第375号)の施行の日から施行する。

附則(平成21年4月21日国土審議会決定)

改正後のこの要綱は、平成21年4月21日から施行する。